

中学校相談員配置事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 中学校相談員配置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 県は、いじめや不登校など生徒指導上の諸問題の未然防止とその解消を図るため、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）への相談員の配置に係る事業を実施する市町村（指定都市を除く。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第3条 市町村が行う中学校への相談員の配置に係る事業（以下「補助事業」という。）のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別記に定めるところによる。ただし、この補助金以外の国及び県の事業において補助対象となった場合には、この補助金の対象外とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項の申請書（以下「交付申請書」という。）の様式は、様式第1号によるものとする。

2 交付申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとし、これを公示する場合を除き、補助金の交付を受けようとする者に対して通知するものとする。

(交付申請書の記載事項等)

第5条 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類は、添付することを要しない。

(暴力団排除に関する誓約)

第6条 市町村は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第2号）について補助金の交付申請前に確認し、交付申請書とともに提出するものとする。

(交付決定)

第7条 知事は、交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと認めたものについて、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものとする。

2 規則第7条の規定による交付決定の通知は、交付決定通知書（様式第3号）

により行うものとする。

(計画変更)

第8条 市町村は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的及び補助金の交付決定額に変更がない場合はこの限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 前条の規定は、前2項の場合について準用する。この場合の変更交付決定の通知は、変更交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(状況報告)

第9条 市町村は、規則第11条の規定により、補助事業の遂行及び支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに実施状況報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 市町村は、事業が完了したときは、規則第13条の規定により、実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、補助事業等の完了に係る実績報告書の提出を受けたときは、規則第14条の規定により、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容を含む。)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金の支払は、原則として、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(事業成果の普及・啓発及び指導・助言等)

第13条 市町村は、事業成果の普及・成果について、県に協力するものとする。

2 県は、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、市町村の取組内容について、指導・助言等を行うことができる。

(補助金の経理)

第14条 市町村は、補助事業に係る経費を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該支出証拠書類を整備し、保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び支出証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第15条 市町村は、規則又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他知事等に提出するものについて、電磁的方法により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第16条 知事は、規則又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、電磁的方法により通知等することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に交付した事業については、なお従前の例による。

2 中学校配置相談員助成事業実施要領は、令和8年3月31日限り廃止する。

別記（第3条関係）

- 1 中学校相談員の配置基準は、中学校1校あたり下表のとおりとする。なお、配置時間の重複がない限り、配置基準の範囲内で複数の相談員を配置することができるものとする。

	配置基準
配置時間・日数・月数	1日あたり5時間・週5日・年12か月
報酬、期末手当及び勤勉手当（年額）	2,011,000円
費用弁償・旅費（年額）	52,000円
保険料	事業主負担分
合計	2,389,000円

- 2 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。算定された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

補助事業	補助事業の内容	補助対象経費	補助額
中学校相談員配置事業	市町村が次に掲げる業務を実施するために、所管する全ての中学校に相談員を配置する事業 一 日常の相談や学習の支援・補助を担当する相談員を中学校の相談室に配置し、学校の相談体制を支援し、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応を図ること。 二 定期的に中学校配置相談員をその校区内小学校に派遣し、小学校との連携を図ること。	報酬、期末手当及び勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）、報償費、旅費及び保険料とする。	補助対象経費の2分の1以内とする。

- 3 補助対象期間は、各年度4月1日から3月31日までとする。